

第29回
東京地方裁判所委員会
(平成25年2月20日開催)

東京地方裁判所委員会（第29回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成25年2月20日（水）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所立川支部大会議室

第3 出席者

（委員） 追川 誠，大沢陽一郎，大段 亨，岡田ヒロミ，岡田雄一，小林昭彦，
島田一彦，都築富之，栃木 力，中村ゆかり，南波 洋，平井裕子，
平野治夫，深澤信夫，松下淳一，丸山陽子，山田俊雄，由岐和広

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，
同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長，東京簡裁事務部長

（オブザーバー）

弁護士 小李克信

第4 議題

「立川庁舎施設等について」

第5 配布資料

資料1 庁舎のしおり

資料2 庁舎案内図

資料3 事件数・職員数データ

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（都築委員）

3 議題「立川庁舎施設等について」

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，▲：オブザーバー】

(1) 裁判所委員から東京地方裁判所立川支部庁舎の概要について説明があり，引き続き
庁舎見学を行い，その後，以下のとおり質疑応答があった。

(2) 質疑応答

○ 1階にあった個別の案内板はデパートの案内板より親切にできていると感心した。
本日配布された事件数の資料で，本庁と立川支部を比較すると大体が数パーセント

から十数パーセントであるのに、民事執行だけが立川支部の割合が多いのは何か理由があるのか、分かれば教えていただきたい。

- ◎ 件数としては債権執行が多いのだと思うが、配付した資料は平成23年度の事件数であり、最近では債権執行が減ってきているため、変わってきている可能性もあるが、裁判所委員の方で何か把握していることはあるか。
- 現時点では、理由等を把握していない。
- 平成21年に庁舎見学をした際は、とにかく新しいことに驚きながらすごい物ができたと試してみたいが、今回じっくり見てみるととても使い勝手が良さそうで、雰囲気も暖かくて優しいと感じた。また、仕事をしている職員を下から全部見られるのもとても感じが良く働きがいもあるなど思った。
- ◎ 廊下から中が見えるというのは、閉まっていると入りにくいなどという当事者の心理的な抵抗を排するという点で、最近では多くなっている。また、前回の地裁委員会で御意見をいただいた点が改善されているということもあるのだと思う。
- 今日は、5年の間でずいぶん変わったということに非常に感じた。また、裁判官の目線も低くなっていてとても良かったと思う。
- ◎ 法壇の低さは最近の傾向であり、本庁は既存の法廷を改修して使用している関係で、以前よりは低くなっているものの限界があるが、立川支部庁舎は新しく建設したことから一番新しいコンセプトで、当事者の目線と合うような形で作られた法廷となっている。
- 裁判官があそこから優しく論してくれると、被告人が証言台に立ったときの気持ちが変わっていくのではないかと考えた。
- ◎ 昔は法壇が高くて、いわば権威でもって進めていくことを善しとする雰囲気があったが、今はアットホームな感じで進めていく方向になっている。
- 開庁当時に比べると改善されているということだが、利用者からアンケートを取ったり、利用者の意見を聞いたりすることはしているのか。
- 利用者からアンケート等は特に取っていない。この委員会で意見が出たのかも知れないが、駐輪場が狭いという意見があったため、駐輪場横にあった喫煙所を喫煙人口が減ってきたことから撤去して駐輪場を広くし、また、利用者から北と南が色分けだけでは分かりづらいという意見があったことから、上部の方に北あるいは南という文字を記載し分かり易くしたことが、開庁後に変更した点である。

- ◎ 利用者の意見は意識的には取っていないが、来庁された方から事件受付等の窓口
に要望や意見が述べられることもあるので、そのような要望等は常に参考にさせていた
だいている。
 - この庁舎は明るくて、裁判所は暗く行きにくい場所というイメージを払拭する建物
になっていると感じた。この部屋のように、ちょっとした絨毯になっているところも
違うなという気がした。ただ、表示はすごく出ているものの英語表記とかがないと感
じた。立川支部においては、外国人犯罪とかがないのか、あるいは表示はともかく外
国人が来庁したときに何か考慮する手段というものはあるのか。
 - 刑事事件であれば、ときどき外国人事件を目にすることがあるが、通訳人が入るの
で困らないということがある。また、統計を取っているわけではないが、民事事件に
おいて外国人が当事者となったものを目にすることはあまりないという印象である。
また、家事事件においても、当事者が外国人であるというのはあまり目にしていない。
 - 難しい漢字の表記が多いので、全て英語にする訳にはいかないと思う。せっかく有
人の案内所があるので、英語版のリーフレットやパンフレットを渡すという方法もあ
るのかと思う。
 - ◎ 刑事事件の場合は、身柄事件が多いので廊下でうろうろすることはなく、あるとす
れば家事系の離婚や夫婦関係調整などの事件で、その場合は普通だと本人自身が日本
語を理解できる、あるいは日本語の分かる人を連れてきて調停の席に臨む例が多いと
思われ、裁判所そのものになくとも通じてしまうという意識があり、御意見をいただ
いたような問題意識はあまりなかったが、そういった観点も確かに必要かも知れない。
 - 民事事件の場合は、大抵自分で日本語の分かる人を連れて来るので、日本語の分か
らない本人だけが来るということはまずない。
 - 仕事柄、よく裁判の証人として裁判所に呼ばれることがあったが、法廷が始まって
から自分の番まで殺風景な法廷前の長椅子でひたすら待つのは、とてもストレスに感
じたが、この庁舎はそれほどストレスを感じることはないので、随分改善されたとい
う感じを受けた。
- (3) 多摩地区で弁護活動をしているオブザーバー弁護士から、弁護士の立場から見た立
川支部について、要旨次のような説明があった。
- ▲ 本日は、この場をお借りして、3点ほど委員の方々に御説明する。まず、立川支部
の規模についてである。立川支部は、23区及び島嶼部を除いた多摩地域全体を管轄

しており、管轄人口は400万人を超えている。東京都の人口の3分の1が対象になっており、四国4県を合わせた数と同じ管轄人口を抱えた巨大な支部である。事件数は、年度によって多少変動はあるが、民事事件、刑事事件とも本庁を含めても全国で10位以内に入るほど、事件数を多く抱えている大きな裁判所である。また、最高裁判所から司法修習生が各弁護士会に配属になるが、立川支部だけが、支部では唯一本庁並の扱いで、支部が独立して研修を行っている。このように、立川支部は地方の支部とは少し違った特色を持っている支部ということをご認識いただきたい。次に、施設面についてである。平成21年4月に、八王子市から立川市へ裁判所が移転し、非常に立派な裁判所が建設されたことについては、弁護士としても大変有り難く思っている。また、当初は案内表示等で分かり難いというところが多々あったが、これも裁判所に対して改善願いを出し、かなり改善をしてもらったところであり、この点も有り難く思っている。弁護士会としても利用する立場として、アンケート等も行っており、コピー機設置場所の案内表示、ATMの設置や待合室の記載台設置など、さらに改善をお願いしたいところもいくつかあるので、この点は裁判所に改善のお願いをしていきたいと思っている。また、支部の弁護士の中で実感として感じているのは、支部の裁判官は非常に忙しくて、事件数をたくさん抱えているということである。これは立川支部だけでなく、全国の本庁支部の関係でも、手持ち事件数の平均は支部の裁判官の方が非常に多い傾向にあるため、是非とも支部の裁判官数を増加していただきたいと思っている。最後に、支部の限界についてである。これは運用ではどうにもならないことであり、規則の改正等が必要となるものであるが、例えば、三多摩地域には23区以上の30の自治体があり、これらの自治体を相手に行政事件を申し立てようとした場合、霞が関の本庁まで行かなければならない。申立人、相手方共に三多摩地域であるにも関わらず、支部では行政事件が扱えないことから、わざわざ霞が関まで行かなければならないのは、立川支部で活動する弁護士としては非常に不便であると感じている。また、簡易裁判所の民事事件の控訴事件について、これも支部では扱えないことになっている。例えば、青梅簡易裁判所で民事裁判を行って、判決に不服がある場合は、わざわざ霞が関の本庁まで行かなければならないとなると、控訴することをためらってしまうということもある。さらに、この地裁委員会というようなものが支部にはなく、支部の直接の利用者である市民が参加できる地裁委員会のようなものを支部にも作っていただきたい。それが難しいようであれば、この地裁委員会を

2年に1回は立川支部で開催するようにして、支部の状況を見ていただく機会を作っていたきたい。

○ 民事事件は本庁の数パーセントから十数パーセントであるのに対し、刑事事件は民事事件の割合と比べると非常に多いという感じがするが、立川で活動している弁護士として、何か感じていることがあれば教えていただきたい。

▲ 統計を取っているわけではないが、多摩はベッドタウンであることから住んでいる人が多いのではないかと思う。都心は経済活動をする場所、多摩は住む場所というのが特色であり、そういうものが影響しているのではないかというのが個人的な感覚である。

◎ 特段、多摩地区の治安が悪いという印象はないため、刑事事件が多い理由はなかなか難しいのではないかと思われる。

○ 東京都の総人口の3分の1は多摩地域が占めていることから、むしろ刑事事件のデータの方が正しく、経済活動に関係する民事事件が非常に少ないというのが正しい認識だと思う。

○ 今回の資料によれば、行政事件は770件あるが、立川支部でも行政事件を扱えるとなった場合、このうちどのくらいの件数が立川支部の事件となるのか。

▲ そこまでは把握していない。

○ 行政事件を扱えない理由は、裁判官がいないからということか。

◎ それは最高裁判所が決められていることだが、小さいところではあまり事件がないので、本庁に行政部というものを設置して処理した方が効率的だという配慮をしたものだと思う。そのため、地方裁判所限りで決められる問題ではない。

○ 多摩独自の問題というものをなかなか理解できない現状があるため、立川支部長が地域住民を年1回くらい集めて意見を聞く機会を設けることは制度上可能なのか。また、可能であるなら機会を設けた方がいいと考える。多摩地区は大きいので、いろいろ独自の問題があると思うので、地裁委員会のような正式なものでも構わないが、意見を聞く機会を設けて、この委員会でそれを吸い上げて検討することも必要ではないかと思う。

◎ 法曹三者での集まりは定期的に行っており、いろいろな意見を承っているが、もう少し広げた形で意見を聞く機会を設けたらどうかという御提案をいただいたということで、今後検討することとしたい。

第7 次回のテーマについて

以上の意見交換に引き続いて、次回のテーマについて意見交換が行われた結果、第30回は「裁判員裁判の現状と課題について」及び「検察審査会の広報のあり方について」をテーマとすることになった。

第8 次回以降の開催期日について

次回の開催期日は、6月10日（月）、次々回開催期日は10月16日（水）とする。

以 上